

千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

平成16年7月13日作成

団体名	社会福祉法人 千葉県社会福祉事業団	県所管課	健康福祉部障害福祉課
代表者	理事長 飯野 芳郎	電話	043-223-2339
所在地	千葉県袖ヶ浦市蔵波3108-1		
電話	0438-62-2721		
設立年月日	昭和41年6月29日		
ホームページアドレス	http://www1.ttcn.ne.jp/fukushi.or.chiba/		
事業内容	知的障害者更生施設「更生園」、知的障害者授産施設「ながうらワークホーム」、知的障害者通勤寮「畑通勤寮」、知的障害者福祉ホーム「畑ホーム」及び知的障害者児施設「養育園」の管理運営受託。障害児(者)短期入所事業の受託及び知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)の運営		

1 出資等の状況(H16.4.1現在)

(単位:千円,位)

資本金(又は出捐金)	10,000
------------	--------

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐)割合	出資(出捐)順位	備考
千葉県	10,000	100.0%	1	
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H16.4.1現在)

社員総数	
------	--

区分		社員数	主な者
内訳	地方公共団体		
	県		
	市町村		
	国又は政府系機関		
	民間法人		
その他			

3 財務状況

(1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
総資産	328,169	286,713	369,912
負債	253,914	214,452	321,105
資本	74,255	72,260	48,807
累積損益	28,868	27,241	27,492

(2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
総収入 (=売上高 + 営業外収益 + 特別利益)	3,771,442	3,713,847	3,646,463
経常損益	1,611	1,995	23,453
当期損益	1,611	1,995	23,453
減価償却前当期損益	1,611	1,995	23,453

4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
借入金残高	0	0	0
うち県からの借入金残高			
うち県以外からの借入金残高			
うち県の債務保証又は損失補償の対象となる借入金残高			

公益法人については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

貸借対照表 資本 正味財産の部合計

累積損益 基本金等を除く正味財産額

損益計算書 損益計算書 収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入 (= 売上高 + 営業外収益 + 特別利益) 総収入 (= 当期収入合計 - 借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益 当期正味財産増減額 - (特別損益項目の資産の増減 + 特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益 当期正味財産増減額

減価償却前当期損益 当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

5 県の財政支出の状況

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	13年度	14年度	15年度
委託料	袖ヶ浦福祉センター等管理運営委託費	3,743,553	3,677,186	3,603,262
補助金・交付金・負担金	グループホーム補助金	3,890	4,257	3,325
その他 (利子補給・税の減免額・出資金・貸付金・その他)		0	0	0
合計		3,747,443	3,681,443	3,606,587

6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(単位:人)

項目	13年度	14年度	15年度
常勤役員数	2	2	2
うち県退職者	2	2	2
うち県派遣職員	0	0	0
常勤職員数	290	280	273
うち県退職者	0	0	0
うち県派遣職員	7	7	7

7 事務事業の見直しの状況

平成15年9月に「千葉県社会福祉事業団の改革について(試案)」を策定し、事業団に運営委託している施設サービスの今後のあり方についての基本的考え方を取りまとめた。
 現在、この試案に沿った施設の見直しを行っている。
 利用者の地域生活への移行については、平成16年度から平成17年度の2年間で知的障害者更生施設「更生園」利用者のうち100名程度の地域への移行を行う予定である。

(参考) 公社等外郭団体の見直し概要(千葉県行政改革推進本部決定)

改革方針	縮小
改革の期間	H15～H19
改革の概要	<p>(見直しの考え方) 事業団に委託している知的障害者(児)福祉施設等の事業運営については、以下の視点により見直しに取り組む。</p> <p>(1) 利用者の入所施設から地域生活への移行を促進するための先導的役割を担う。 (2) 民間と同様の事業を行っている施設は、公的な関与が必要な事業への特化・規模縮小、あるいは民間法人への委託・移譲又は廃止について検討する。 (3) 地域で生活している知的障害者の就業面と生活面における一体的かつ総合的支援について検討する。</p>
改革の効果	<p>事業特化に伴うサービスの充実(投下資本の有効活用) 内部管理経費の削減。</p>
改革に伴う課題	<p>事業の特化、定員の削減、施設の廃止等の検討にあたって、入所者の処遇、雇用、施設撤去費などの課題がある。</p>
その他	